

生涯学習施設改修整備計画

平成 2 5 年 1 0 月

習志野市教育委員会

1. はじめに

習志野市では、平成 21 年 3 月に所有する公共施設の実態を把握するため、「公共施設マネジメント白書」を発行し、今後近い将来訪れる改修、建替えのために膨大な費用が必要となることを公表しました。

さらに、その後示された財政予測において、既存の公共施設をそのまま維持するために必要な経費を見込めないことも明らかにしました。

教育委員会では、生涯学習部内に生涯学習施設改修整備計画策定委員会を設置し、生涯学習活動の拠点となる公民館などの社会教育施設をはじめ、スポーツ施設及び青少年施設の統廃合を含めた生涯学習施設改修整備計画（以下「本計画」という。）を取りまとめました。

2. 生涯学習の目指す姿

習志野市では、市民一人ひとりが生涯にわたって自ら学ぶことができるよう「一市民、一文化・一スポーツ・一ボランティア」を生涯学習推進のスローガンとして掲げております。そして、このスローガンのもと、公民館での学習機会の提供、図書館での情報や資料提供、文化財の保存と活用、芸術・文化活動の推進、スポーツ活動の推進、放課後児童会の充実、青少年健全育成の推進などについて、様々な事業を展開し、成果を上げてきたところです。

しかし、今日では、少子高齢化や情報通信技術の進展、多様化するライフスタイル、更に自治体においては限りある財源の中で持続可能な行政運営を行わなければいけないなど、生涯学習にも時代の変化に対応した取り組みが求められています。具体的には、これまでは行政が主体となり、施設設置や行事等を実施してきましたが、今後は、公共施設にとらわれない事業の創設や住民自らが自立して課題解決できる仕組み作りの推進など、市民・NPO・ボランティア・事業者と行政が連携を図りながら事業を実施する「公民連携」による生涯学習推進が必要と考えております。

この方向性を実現するための生涯学習施設の改修整備方針を「社会教育施設」、「スポーツ施設」、「放課後児童会」に分けて示します。

3. 社会教育施設について

【方針】

- 今後 25 年間（平成 26 年度～平成 50 年度）で建て替えの必要がない施設は、施設も機能も現状維持とする。
- 公民館などの集会施設を統廃合する場合は、鉄道や国道などによる交通分断を考慮し、市内を 4 つのエリアに分けて拠点施設を配置する。
（当該施設を中心として半径約 2 km（徒歩 30 分圏）の円内に市内全域が収まるように配置。別添図参照）

「中央エリア」：大久保公民館・市民会館・図書館圏

「東エリア」：東習志野小学校合築施設（CC・図書館）圏

「西エリア」：谷津CC・図書館圏

「南エリア」：新習志野公民館・図書館圏

施設の集約化にあたっては、これまで公民館等で実施してきた事業をさらに充実させ、魅力ある社会教育施設とする。

また、集約に伴って市民活動に制約が生じないよう、学校本来の機能を損なうことがない範囲で学校施設と集会施設の複合化等を検討する。

- 廃止する施設は、建物の構造的劣化による物理的耐用年数まで使用する。また、施設維持のための大規模改修は行わず、緊急対応の修繕のみとする。
- 「大久保地区の再編計画^{※1}」で集約する施設は、全市的な生涯学習推進の場として生涯学習センターの役割を担うようにする。
- 中央図書館は、千葉県内の公立図書館の平均である人口一人当たり約 3 冊の蔵書を確保するため、市立図書館全体での蔵書冊数として 55 万冊程度確保できるよう、35 万冊程度が収容でき、現状不足している閲覧・学習スペース（パソコンなど最新の情報機器も使用可）や DVD、CD 等の映像・音声資料の視聴スペースを確保し、対面朗読室等のバリアフリー対応の機能を備えた施設として、「大久保地区の再編計画」に組み込んでいく。
- 「大久保地区の再編計画」の詳細については、資産管理室と連携し、地域説明会などでの意見を参考に別途作成する。
- 埋蔵文化財や民具等を保存・展示する等の歴史資料館機能を確保する。

以上の方針が生涯学習活動を推進する上での必須条件とする。

※1 大久保地区の再編計画とは、習志野市公共施設再生専門協議会が発表した『習志野市公共施設再生計画策定に対する提言書』において提言されたもので、複数の施設を複合化・多機能化することにより、事務室やロビーなど共用部分の面積を削減し、建設コストを抑える手法を施設の老朽化が進む京成大久保駅周辺でモデルケースとして実施するという計画のこと。平成 25 年度に資産管理室が「大久保地区公共施設再生基本構想検討委託」を実施予定。

6. おわりに

本計画は、今後策定される習志野市全体の公共施設再生計画の生涯学習施設部分にその内容を反映していただくよう、市長に申し入れるものです。

なお、本計画の計画期間は、公共施設再生計画で予定される期間にあわせ、平成26年度から平成50年度までの25年間となっていますが、習志野市次期基本構想の計画期間が平成26年度から平成37年度までの12年間となっていることや社会情勢の大きな変化も考えられることから、平成38年度以降の計画については、大幅な変更も想定しております。

また、今回の計画では、基本的な方針として新規施設は建設しないこととしていますが、今後、新たな施設整備が必要となった場合は、民間活力の導入や県の施設の誘致なども検討します。